

審理が比較的長期に及んだ事例一覧表

No.	裁判所	罪 名	判 決 (判決日)	公判期日 の回数 (回)	実審理期間 (日)	職務従事 期間 (日)
1	さいたま	殺人, 詐欺, 詐欺未遂, 窃盗	死 刑 (H24. 4. 13)	36	95	100
2	鳥 取	強盗殺人, 詐欺, 住居侵入, 窃盗	死 刑 (H24. 12. 4)	20	71	75
3	さいたま	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益 の規制等に関する法律違反, 銃砲 刀剣類所持等取締法違反	無期懲役 (H25. 7. 18)	16	65	73
4	長 野	強盗殺人	無期懲役 (H25. 3. 14)	15	59	64
5	大 阪	現住建造物等放火, 殺人, 殺人未 遂	死 刑 (H23. 10. 31)	15	56	60

(注1) 最高検察庁への個別報告による(平成25年8月末時点)。

(注2) 順序は, 職務従事期間が多い事案から掲載した。

(注3) 「公判期日の回数」は, 公判の手続を行う期日の回数をいう。

(注4) 「実審理期間」は, 第1回公判期日から終局(判決宣告)までの期間(日数)をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む。

(注5) 「職務従事期間」は, 裁判員等選任手続期日から終局(判決宣告)までの期間(日数)をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む。